



## 危険！冬の倒木・支障木



雪の重み等によって、道沿いの木が道路上にせり出したり、倒れるなどして、通行に支障をきたすことがあります。この影響で除雪が遅れてしまうこともありますので、お手数ですが、あらかじめ所有者の皆様で伐採をお願いいたします。

松本市役所 建設部 維持課 維持担当  
☎ 34-3244 FAX 33-2939



## 雪捨て場のご案内

### 【場所】

- ①奈良井川下二子橋下流左岸
- ②薄川金華橋上流右岸
- ③松本城西側臨時駐車場



### 【開設期間】

毎年12月1日～翌年の3月31日  
の間の、除雪状況により開設します。



### 【開設時間】

8:30～17:00

- ・ゴミや土砂など、雪以外のものはご遠慮ください。
- ・道路の排雪を優先させていただきます。
- ・午後5時から翌午前8時30分までは、危険防止および不法投棄防止のため閉鎖します。
- ・大雪時には臨時の雪捨て場を開設します。

注意



水路に雪を捨てると、下流で溢れる原因になります！

## 道路への「雪出し」はしないで下さい

### 【雪出しは法律で禁止されています】

道路交通法第76条第4項第7号では、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがある行為が禁止されており、長野県道路交通法施行細則第21条にその禁止行為として、「交通の妨害となるような方法で、積雪をみだりに道路に捨てること。」と規定されています。

この規定に違反した者は、道路交通法第120条により5万円以下の罰金に処せられます。